

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考中「30,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

産科医療補償制度の掛金等の見直しが行われたことに伴い、分べん介助料の額に1児につき加算する額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。